

生駒市条例第3号

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年6月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項」を「第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項」に、「同条第1項」を「法第26条の6第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。